第二条第四十号の九の眠気警報装置	第百八十二号	○
第二条第四十号の十の協見警報装置	第百八十三号	○
	第六号第二改訂版	○
第二条第四十一号の方向指示器	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
	第三十七号第三改訂版	○
第二条第四十一号の二の光源	第九十九号	○
	第百二十八号	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第九改訂版	○
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第四改訂版	○
第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第七改訂版	○
	第八十一号	○
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第六改訂版	○
	第八十一号	○
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	第百六十六号改訂版	○
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置		
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	第百五十八号	○
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号第二改訂版	○
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第百六十号第二改訂版	○
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	第百六十九号	○
第二条第四十八号の自動運行装置	第百五十七号改訂版	○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。